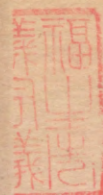




福監発第 391 号

昭和50年4月25日



福生市議会議長

塩 野 鉄 之 助 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉 印

〃 石 川 信 義 印

昭和50年3月分例月出納検査の結果
について(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 実施した日 | 昭和50年4月22日 (火) |
| 2 | 場 所 | 第二庁舎2階会議室 |
| 3 | 対 象 | 昭和50年3月中における収入役の権限に
属する現金の出納状況並びに関連事項 |
| 4 | 結 果 | 3月中における現金の出納状況について、
関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
3月末日における収支の状況は、別表のと
おりで計数上の誤りは認められなかった。 |

(写)

福庶発第六百四十三号

昭和五十年五月十二日

福生市議会議長

貫 井 喜 代 次 殿

福生市長 石 川 常 太 郎 印

追加議案の送付について

昭和五十年第三回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第三十八号 福生市監査委員の選任同意について



常任委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

福生市議会常任委員会委員長及び同副委員長と互選の結果、つぎのとおり決定したので報告します。

一、総務委員会委員長 田村市郎
同 副委員長 森田治男

一、建設委員会委員長 宇佐美良時
同 副委員長 原田生也

一、厚生委員会委員長 小林菊三
同 副委員長 山崎良之助

昭和五十年五月十二日

総務委員会委員 費井茂紀次
建設委員会委員 中田政勝
厚生委員会委員 小堀仁七

福生市議会議長
田井表代次殿



福生市議会議運常委員会の設置に關する動議
右の動議を提出する。

昭和五十年五月十二日

提出者 堀新鉄之助
賛成者 山下 哲

大野行史

福生市議会議長

田井表代次殿

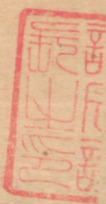
○九日に旧案でいくつとしたか、五名か六名であったか
当は、これを八名として決ま、選出した。
○院令法がきつ、改むするま、控

福生市議会運営委員会設置に関する動議

別紙の要綱に基づき、福生市議会運営委員会を設置
したい。



福生市議会運営委員会要綱



(設置)

第一条 福生市議会に議会運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(目的)

第二条 委員会は、議会運営に関して協議し、民主的に円滑なる議事の進行をはかることを目的とする。

(協議事項)

第三条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- 一 議会の運営に関すること。
- 二 議長の諮問に関すること。

(委員の定数及び任期)

第四条 委員会は、委員八人をもつて組織する。

- 2 委員の任期は一年とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の選出)

第五条 委員は、議長が会議にはかつて選出する。

(委員長及び副委員長)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長は、委員会を招集し、その議事を主宰する。

5 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ委員会の日時、場所、事件、その他必要事項を議長に届出なければならない。

6 議長から要求があつたときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を行う。

(議長等の出席)

第七条 議長及び副議長は委員会に出席し発言することができる。

(関係者の出席)

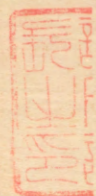
第八条 委員会は、関係者の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(決定事項の尊重)

第九条 委員会で決定した事項については、これを尊重しなければならない。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に委員会で協議して定める。



議令運営委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

福生市議令運営委員会委員長及び同副委員長と互選の結果
つぎのとおり決定したので報告します。

一 福生市議令運営委員会委員長 山田 博

同 副委員長 村尾 栄次

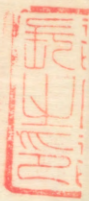
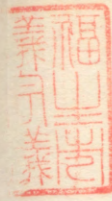
昭和五十年五月十二日

福生市議令運営委員会

委員長 山田 政勝

福生市議令議長

中井 長代次 殿



特別委員会の設置に関する動議
 右の動議を提出する

昭和五十年五月十三日

提出者

末次性男

賛成者

高波忠

〃

小堀仁七

福生市議会議長

貫井喜代次 殿

特別委員会の設置に関する動議

地方自治法第百十條及び福生市議会委員会条例第四條
第一項の規定により、次のとおり特別委員会を設置し、
付託調査せしめらるべし。

一 名称 横田基地対策特別委員会

二 設置の期間 昭和五十年五月十二日から目的完了の日まで

三 委員の定数 十名

四 調査目的 横田基地に関する諸問題を総合的に
検討するため

横田基地対策特別委員会委員長及び同副委員長の互選
結果報告

横田基地対策特別委員会委員長及び同副委員長を互選の
結果、つぎのとおり決定したので報告します。

一 横田基地対策特別委員会委員長 末次 恒 男

同

副委員長

小堀 仁 七

昭和五十年五月十二日

横田基地対策特別委員会

委員長 末次 恒 男

福生市議会議長

田中 義代 次



特別委員会設置に関する動議

右の動議を提出する。

昭和五十年五月十二日

提出者 高 毅
賛成者 末次 性
一男 忠

言 良

小 林 菊 三

松 山 清

貴井 喜代次

福生市議会議長

貴井喜代次 殿

特別委員会設置に関する動議

地方自治法第百十条及び福生市議会委員会条例第4条第1項の規定により、次のとおり特別委員会を設置し、付託調査せしめらるゝ。

- 一、名 称 仮称市民会館及び公民館建設特別委員会
- 二、設置の期間 昭和五十年五月十二日から目的完了の日まで
- 三、委員の定数 十名
- 四、調査目的 仮称市民会館及び公民館建設についての調査・研究をするため。

仮称市民会館及び公民館建設特別委員会委員長及び同副委員長
の互選結果報告

仮称市民会館及び公民館建設特別委員会委員長及び同副委員長と
互選の結果、つぎのとおり決定したため報告します。

一、仮称市民会館及び公民館建設特別委員会

委員長 高 俊
副委員長 竹田 政 勝

昭和五十年五月十二日

仮称市民会館及び公民館建設特別委員会

委員 田中 七郎 氏 次

福生市議会議長

田中 七郎 氏 次